

船舶事故調査報告書

令和元年10月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和元年5月26日 14時00分ごろ
発生場所	広島県尾道市因島北方沖 大浜埼灯台から真方位284° 970m付近 (概位 北緯34° 21.6′ 東経133° 09.8′)
事故の概要	水上オートバイ直也丸 <sup>なおや</sup> 及び水上オートバイMJ-700TZT <sup>エムジエイ ティーゼットティ</sup> は、共に遊走中、衝突した。
事故調査の経過	令和元年5月29日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ 直也丸、0.2トン 210-54121 広島、個人所有 B 水上オートバイ MJ-700TZT、5トン未満（長さ2.06m） 291-37534 広島、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、特殊小型 B 船長B、特殊小型
負傷者	なし
損傷	A 左舷船尾部外板に亀裂 B 船首部外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、約50km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で西進中、船長Aが、左舷船首方約30mに西進中のB船を認め、同じ針路及び速力で航行を続けていたところ、B船が右旋回してA船の船首方に進出してきたので、右旋回して避けようとしたものの、左舷船尾部とB船の船首部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、約50km/hの速力で西進中、船長Bが、B船の東方でA船が遊走していることを認めていたが、遊走中のB船の近くを航行することはないと思い、船尾方を確認しないままUターンの目的で右旋回したところ、右舷方から接近するA船を認めたもののどうすることもできず、A船と衝突した。
分析	A船は、西進中、船長Aが、左舷船首方約30mに西進中のB船を認めた際、同じ針路及び速力で航行したことから、右旋回したB船を避けることができず、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、西進中、船長Bが、東方海域で遊走していたA船が遊走中のB船の近くを航行することはないと思い、船尾方を確認しないまま右旋回したことから、右舷船尾方を航行していたA船と衝突したもの

	と考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、A船及びB船が共に西進中、船長Aが、左舷船首方約30mに西進中のB船を認めた際、同じ針路及び速力で航行し、また、船長Bが、東方海域で遊走していたA船が遊走中のB船の近くを航行することはないと思い、船尾方を確認しないまま右旋回したため、両船が衝突したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・水上オートバイの操船者は、旋回する前、船尾方の安全確認を確実に行うこと。</li><li>・水上オートバイの操船者は、他の水上オートバイ等に接近し過ぎることなく、他の水上オートバイ等が急旋回を行った際にも安全に避けることができる船間距離を確保すること。</li></ul>